

静情審第31号
平成19年9月14日

静岡県知事様

静岡県情報公開審査会
会長 小野 森 男

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成19年5月10日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

職員の分限処分に関する公文書の部分開示決定に対する異議申立て
（諮問第153号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は妥当である。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 19 年 1 月 16 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 16 年度に分限免職処分となった職員（複数の場合は全員）に関する文書（当該職員の言い分（主張又は説明）、処分に至った経過、辞令、処分理由書、退職金請求書、退職金に係る支出票、その他当該処分に係る一切の文書）」の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、「辞令に係る起案文書、意思表示が到達した旨の証明申請に係る起案文書、退職手当請求書及び支出票」（以下これらを「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 平成 19 年 2 月 27 日、実施機関は、開示請求の内容のうち「当該職員の主張」に係る公文書については不存在であるとし、本件公文書のうち条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当する部分を除き、その余を開示するとした部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成 19 年 3 月 7 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示を求めるというものである。異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「特定の職員が分限免職処分を受けたか否か」は、職員が職務を遂行する前提条件である職員として在籍しているか否かを明らかにする情報であり、職務遂行情報と一体不離の関係にあり、条例第 7 条第 2 号ただし書ウに該当する。
- (2) 退職手当の支給は公金の支出であり、開示されなければ、当該退職手当の支出事務に関わった職員について、適正な支出が行われたか否かの住民による検証は不可能である。実施機関の解釈は、退職手当に関する住民監査請求・住民訴訟制度を事実上没却するものである。

- (3) 長期にわたる行方不明の場合、職員の責めに帰する場合は懲戒免職処分とされている。つまり、自分の意思で失踪したのであれば、懲戒免職処分をすべきであった。このことについて、住民監査請求を行ったが、棄却されたため、住民訴訟に持ち込んで争っている。本件公文書の開示により、当該職員が本人の意思で行方不明になったことが明らかになれば、懲戒免職処分が妥当であったことを一層証拠付けられる。
- (4) 本件公文書は、業務上横領容疑で検察の事情聴取を受けた直後に失踪した職員に対し、実施機関が分限免職処分とした上、当該失踪職員の退職手当を支給したことの是非が問われる内容が含まれており、仮に、本件公文書が非開示情報に該当するとしても、県民に対する説明責任を果たし、県政に対する県民の信頼確保の観点から、条例第9条の裁量的開示をすべき情報に該当する。つまり、分限免職処分等を行った職員が公務の執行を正當にやったかどうかを検証するのに必要な文書は条例第9条に該当する。
- (5) 審査会が仮に異議申立てを棄却する答申をする場合にも、公益上の裁量的開示に関する比較衡量基準を明確に示した上での判断でなければ何ら説得力を持たないばかりか、審査会は実施機関の「最強の応援団」との批判を免れない。
- (6) 特に近年では、個人情報保護を隠れ蓑として行政機関による違法・不当行為の隠蔽が行われる例が見られ、個人情報保護の口実で情報公開を実質的に後退させることは許されない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 特定の職員が分限免職処分を受け、退職手当を支給されたという事実は、当該職員が担当する職務を遂行する場合の情報ではなく、特定の個人が識別できること及び個人の利益を害するおそれがある情報に該当するため、静岡県情報公開条例第7条第2号に規定される非開示情報である。
- (2) また、特定の職員の分限処分に係る情報は、公にすることにより、今後の人事管理事務に関して公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、同条例第7条第6号に規定される非開示情報である。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件公文書の内容

本件公文書は、平成 16 年度に行われた地方公務員法第 28 条の規定に基づく分限免職処分及び静岡県職員の退職手当に関する条例第 2 条の 2 の規定に基づく退職手当の支給に関する公文書であり、辞令に係る起案文書、意思表示が到達した旨の証明申請に係る起案文書、退職手当請求書及び支出票から成っている。

なお、本件における分限免職処分及び退職手当の支給について対象となった職員は 1 名であった。

本件公文書について非開示となった部分は、次のとおりである。

ア 辞令に係る起案文書

- (ア) 起案文書のうち被処分者の補職名、氏名、年齢、職員番号、最終学歴、卒業年月、勤務年数並びに給料（級及び号）
 - (イ) 辞令案のうち被処分者の氏名
 - (ロ) 処分理由説明書のうち被処分者の氏名
 - (ハ) 分限処分の実施について（通知）のうち被処分者の補職名及び氏名
 - (ニ) 意思表示の公示送達申立書のうち被処分者の住所及び氏名
 - (ホ) 調査報告書のうち被処分者の氏名、住所、職種、係名、補職名、生年月日、年齢、本籍地、家族構成、経歴及び性格・勤務振り等並びに事件の詳細（所属の処置状況を除く。）
 - (ヘ) 退職願の全部
 - (ト) 被処分者の心情を綴ったメモの全部
 - (ケ) 被処分者の退職願の取扱いについてのうち被処分者の氏名
 - (コ) 被処分者の失踪に係る取扱いについてのうち被処分者の氏名、所属名及び住所並びに経過の一部
 - (サ) 過去の失踪 分限免職の事例のうち被処分者の補職名、氏名及び年齢並びに過去の被処分者の所属、補職名、氏名、年齢、失踪年月日、欠勤期間及び備考等
 - (シ) 人事記録の全部

イ 意思表示が到達した旨の証明申請に係る起案文書

- (ア) 起案文書のうち被処分者の氏名及び補職名
 - (イ) 意思表示が到達した旨の証明申請のうち被処分者の住所及び氏名並びに過去の被処分者の氏名
 - (ロ) 辞令書のうち被処分者の氏名
 - (ハ) 処分理由説明書のうち被処分者の氏名
 - (ニ) 失踪した職員の分限免職処分について（知事報告）のうち被処分者の補職名、氏名、年齢、写真、係名、生年月日、性別、職員番号、級区分、職種、住所、最終学歴、卒業年月、現職年数、現所属年数、現職相当年数、勤務年数及び略歴並びに経過の一部
 - (ホ) 被処分者の失踪に係る取扱いについてのうち被処分者の氏名、所属名及び

住所並びに経過の一部

ウ 退職手当請求書

当該公文書のうち請求者及び不在者の氏名、財産管理人の氏名及び印影、退職者の補職名、氏名及び職員番号、請求者の住所、市町村コード及び郵便番号、退職者の住所並びに財産管理人の口座情報及び連絡先

エ 支出票

当該公文書のうち不在者の氏名、財産管理人の氏名、債主番号、郵便番号、住所及び口座情報、引去額、引去後の支給額並びに税額及び掛金

(2) 不存在について

実施機関は、開示請求の内容のうち「当該職員の主張」に係る公文書については不存在であると決定した。「当該職員の主張」とは、不利益処分を行う処分庁が事前に被処分者から聴取した意見のことであり、本件は、被処分者が長期間行方不明になったことをもって分限免職処分を行ったものであるため、被処分者から意見を聴取することは不可能であったと認められる。したがって、当該公文書が不存在であるとした実施機関の決定は妥当である。

(3) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件公文書の非開示部分が条例第7条第2号に該当すると主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とした上で、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。（後略）」のいずれかに該当する情報は開示しなければならない旨規定している。

本件公文書の非開示部分は、被処分者、被処分者の家族及び過去の被処分者の個人に関する情報に該当するものと認められる。

次に、ただし書について検討する。本件公文書の非開示部分は、実施機関から公表されたと認めるに足る資料はなく、かつ、当該情報を公表するとの規定も見当たらないことから、ただし書アに当たらない。また、ただし書イの人の生命等を保護するため、公にすることが必要な情報とは認められない。さらに、被処分者が公務員であり、本件公文書中に被処分者の職務に係る部分

を含むとしても、分限免職処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させ、職員個人の私事に関する面を含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該職員の固有の情報というべきものであるから、ただし書ウにも該当しない。

(4) 部分開示について

条例第7条第2号の情報が記録されている場合には、条例第8条第2項の規定により、当該情報について、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示することとされているので、以下、部分開示の可否を検討する。

ア 辞令に係る起案文書

- (ア) 起案文書のうち被処分者の補職名、氏名、年齢、職員番号、最終学歴、卒業年月、勤務年数並びに給料（級及び号）
 - (イ) 辞令案のうち被処分者の氏名
 - (ウ) 処分理由説明書のうち被処分者の氏名
 - (エ) 分限処分の実施について（通知）のうち被処分者の補職名及び氏名
 - (オ) 意思表示の公示送達申立書のうち被処分者の住所及び氏名
 - (カ) 調査報告書のうち被処分者の氏名、住所、職種、係名、補職名、生年月日、年齢、本籍地、家族構成及び経歴
 - (キ) 被処分者の退職願の取扱いについてのうち被処分者の氏名
 - (ク) 被処分者の失踪に係る取扱いについてのうち被処分者の氏名、所属名及び住所
 - (ケ) 過去の失踪 分限免職の事例のうち被処分者の補職名、氏名及び年齢並びに過去の被処分者の所属、補職名、氏名、年齢、失踪年月日、欠勤期間及び備考等
 - (コ) 人事記録の全部

イ 意思表示が到達した旨の証明申請に係る起案文書

- (ア) 起案文書のうち被処分者の氏名及び補職名
 - (イ) 意思表示が到達した旨の証明申請のうち被処分者の住所及び氏名並びに過去の被処分者の氏名
 - (ウ) 辞令書のうち被処分者の氏名
 - (エ) 処分理由説明書のうち被処分者の氏名
 - (オ) 失踪した職員の分限免職処分について（知事報告）のうち被処分者の補職名、氏名、年齢、写真、係名、生年月日、性別、職員番号、級区分、職種、住所、最終学歴、卒業年月、現職年数、現所属年数、現職相当年数、勤務年数及び略歴
 - (カ) 被処分者の失踪に係る取扱いについてのうち被処分者の氏名、所属名及

び住所

ウ 退職手当請求書

当該公文書のうち請求者及び不在者の氏名、財産管理人の氏名及び印影、退職者の補職名、氏名及び職員番号、請求者の住所、市町村コード及び郵便番号、退職者の住所並びに財産管理人の口座情報及び連絡先

エ 支出票

当該公文書のうち不在者の氏名並びに財産管理人の氏名、債主番号、郵便番号、住所及び口座情報

上記アからエまでに掲げた事項は、被処分者等の個人識別部分であるため、部分開示の対象とすることはできず非開示とすべきである。

オ 辞令に係る起案文書

(ア) 調査報告書のうち被処分者の性格・勤務振り等及び事件の詳細（所属の処置状況を除く。）

(イ) 退職願の全部

(ウ) 被処分者の心情を綴ったメモの全部

(エ) 被処分者の失踪に係る取扱いについてのうち経過の一部

カ 意思表示が到達した旨の証明申請に係る起案文書

(ア) 失踪した職員の分限免職処分について（知事報告）のうち経過の一部

(イ) 被処分者の失踪に係る取扱いについてのうち経過の一部

キ 支出票

当該公文書のうち引去額、引去後の支給額並びに税額及び掛金

上記オからキまでに掲げた事項は、みだりに他人に知られたくない個人の機微にわたる情報が含まれており、個人識別部分を除いても、当該被処分者の同僚、知人等の関係者にあつては、既に開示されている分限処分の経緯や内容等から当該被処分者等を特定することが可能であり、これまで知られていなかった当該被処分者等の情報を知り得ることになれば、当該被処分者等の権利利益を害するおそれがあると認められる。したがって、部分開示の対象とすることはできず非開示とすべきである。

(5) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、辞令に係る起案文書のうち調査報告書、被処分者の失踪に係る取扱いについて、過去の失踪 分限免職の事例及び人事記録並びに意思表示が到達した旨の証明申請に係る起案文書のうち失踪した職員の分限免職処分につ

いて（知事報告）及び被処分者の失踪に係る取扱いについての非開示部分が条例第7条第6号にも該当すると判断した。

条例第7条第6号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

しかし、上記(3)及び(4)に述べたとおり、当該非開示部分は、いずれも条例第7条第2号の非開示情報に該当すると認められることから、同条第6号については判断するまでもなく、非開示とすることが相当である。

(6) 条例第9条該当性について

異議申立人は、本件公文書について、業務上横領容疑で検察の事情聴取を受けた直後に失踪した職員に対し、実施機関が分限免職処分とした上、当該失踪職員の退職手当を支給したことの是非が問われる内容が含まれており、仮に、本件公文書が非開示情報に該当するとしても、県民に対する説明責任を果たし、県政に対する県民の信頼確保の観点から、条例第9条の裁量的開示をすべき情報に該当すると主張しているので、以下検討する。

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

本規定は、開示請求に係る公文書に条例第7条各号に掲げる非開示情報が記録され、その開示が禁止される場合であっても、当該情報についての個別的事情の如何によっては、開示することの利益が非開示にすることによる利益に優越すると認められる場合があり得ることも否定できないことから、実施機関の高度な行政的判断により、当該公文書の開示を行う余地を残すこととしたものである。

そこで、本件公文書の非開示情報の性質と開示による公益とを比較する。

まず、本件公文書には分限免職処分を受けた職員の情報が含まれている。すでに述べたとおり、分限免職処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させ、職員個人の私事に関する面を含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該職員の固有の情報である。特に、被処分者の内心の状況が記載された公文書については、みだりに他人に知られたくない個人の機微にわたる情報であると同時に、当該被処分者の同僚、知人等の関係者にあつては、既に開示されている分限処分の経緯や内容等から当該被処分者を特定することが可能であり、これまで知られていなかった当該被処分者の情報を知り得ることになれば、当該被処分者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

次に、異議申立人の主張する開示による公益とは、分限免職処分等を行った職員が公務の執行を正当にやったのかどうか、すなわち、分限免職処分等が妥当であったのかどうかを検証することにあると認められる。異議申立人は、退

職手当の支出が違法であるとして住民訴訟で争っており、本件公文書の開示により、当該職員が本人の意思で行方不明になったことが明らかになれば、懲戒免職処分が妥当であったことを一層証拠付けられると述べている。

確かに、異議申立人が県民の代表として住民訴訟を行っていることからすれば、本件公文書の開示は県民にとって公益性を有しているともいえる。

しかし、分限免職処分等を行った職員が公務の執行を正当にやったかどうかを検証するのに必要な文書は条例第9条に該当するとの異議申立人の主張だけでは、同条に規定する本件公文書を開示しなければならないほどの公益上特に必要がある状況を説明したとは認めることができない。

さらに、当審査会は、実施機関の分限免職処分等の妥当性を判断する機関ではないのであり、開示請求者が誰であれ、開示請求時点で存在する公文書の開示・非開示につき、請求対象となっている情報の性質だけから判断して、結論を下すものである。

また、情報公開制度は、開示請求の理由を問わない制度であり、何人に対しても同じような対応を求められる。一度開示された情報は、いかようにも伝達され得ることを想定しなければならず、特に今日のような高度情報化社会にあっては、個人の情報が悪用されないように慎重な配慮がなされなければならない。本条は、個人情報についても裁量的開示を認めているが、条例第3条では実施機関の責務として「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定していることから、非開示情報の中でも個人情報について本条を適用する場合は、個人情報を安易に開示することのないよう慎重に取り扱わなければならない。

したがって、本件においては、開示することの利益が非開示にすることによる利益に優越するとは言えない。

さらに、条例第9条の規定は、実施機関の裁量権を尊重することとしたものと解される。そこで、本条の規定による裁量的開示を行うべき公益上の必要性がないとして公文書を非開示とした実施機関の判断が違法であるというためには、これが裁量権を逸脱ないし濫用するものであったと認められなければならない。

しかし、本件においては、開示することの利益が非開示にすることによる利益に優越するとは認められず、裁量的開示を行わなかったことが裁量権の逸脱ないし濫用に当たると言うことはできない。

(7) 異議申立人のその他の主張

異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 19 年 5 月 11 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 19 年 5 月 28 日	審議、第一部会へ付託	第 197 回
平成 19 年 6 月 15 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 19 年 6 月 25 日	第一部会において審議 異議申立人から意見を聴取した。	第 198 回
平成 19 年 7 月 23 日	第一部会において審議 実施機関から意見を聴取した。	第 199 回
平成 19 年 8 月 20 日	第一部会において審議	第 200 回
平成 19 年 9 月 14 日	第一部会で審議し、答申案を本会へ報告 本会で審議（答申）	第 201 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 197 回～第 201 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 197 回～第 201 回
小 野 森 男	弁護士	第 197 回～第 201 回
佐 藤 登 美	静岡県看護協会会長	第 197 回、第 201 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 197 回、第 201 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 顧問	第 197 回